

振り込め詐欺の被害に遭わないために(1)

「振り込め詐欺」とは、「なりすまし(オレオレ)詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」、「還付金等詐欺」の詐欺の総称です。振り込め詐欺の被害に遭った人の多くは、「振り込め詐欺については知っていたが、いざ電話がかかってきたら、頭の中が真っ白になってしまった…」と言っています。冷静に対応するためには、「自分にも詐欺の電話がかかってくるかもしれない」と予測した備えが必要です。

なりすまし(オレオレ)詐欺

息子や孫、警察官、弁護士などを装って電話をかけ、不倫の示談金や会社のお金の使い込み、犯罪捜査などさまざまな口実で現金口座などに振り込ませたり、キャッシュカードをだまし取ったりする手口です。



あなたへのアドバイス!

- すぐに現金を振り込まず、必ず、確認や相談をしましょう。
- 万一来る、あらかじめ、自分の口座のATM利用限度額を引き下げておくことができます。手続きについては、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

架空請求詐欺

はがきやメール、電話などで、有料サイトの使用料の未納などを口実に、架空の請求をして現金を振り込ませ、だまし取る手口です。



あなたへのアドバイス!

- 利用した覚えがなければ、現金を支払わないことが重要です。もし、請求の電話があってもはっきりと断りましょう。支払い義務はありません。
- 相手に連絡をせず、警察や消費生活センターなどへ相談しましょう。
- 見覚えのない送信元からのメールに表示されているURLにはアクセスしないようにしましょう。
- 現金の送付をレターパックで指示された場合は間違いなく詐欺の手口です。

※念のため、請求書類は保管しておきましょう。
※送元が裁判所の場合は、放置せずに裁判所に確認しましょう。債権者の申立てに基づき、簡易裁判所の裁判所書記官が債権者に金銭などの支払いを命じる「支払督促」を債務者に送付する督促手続制度(債務者が受け取ってから2週間以内に異議を申し立てないと、不利益を被るおそれがあります)を詐欺に悪用されるケースもありますので、注意しましょう。

上記のような電話があったら、警察や消費生活相談窓口へすぐ相談しましょう!